

証券ジャパンの約款・規程集（対面営業（IFAを含む。）） 新旧対照表

令和5年12月18日  
株式会社証券ジャパン

金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する規制について、複数の取引施設から最良価格を提示している取引施設を検索し注文を執行するシステム（Smart Order Routing（SOR））の普及に伴い、注文執行における投資者保護と透明性確保の重要性が高まっていること等を踏まえ、令和3年6月に公表された金融審議会市場制度ワーキンググループによる最良執行方針の規制見直しに関する提言を受け、令和4年5月18日、最良執行方針等に関する政令、内閣府令、監督指針の改正が行われました。これに伴い、当社は証券ジャパンの約款・規程集において関連する約款等を改正し、適切な対応を図ることといたします。お客様におかれましては、改正内容等をご確認いただきますようお願い申し上げます。

（改正項目）

1. 「最良執行方針」を一部改正いたします。
2. 本改正は、令和6年1月1日から適用いたします。

（改正項目新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
<b>最良執行方針</b>  （現行どおり）  1.  （現行どおり）	<b>最良執行方針</b>  （省略）  1.  （省略）
2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、 <u>最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぎます。</u> （1）～（2） <span style="float: right;">（現行どおり）</span>	2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた <u>注文に対し当社が自己で直接相手となる売買は行わず、すべて委託注文として</u> 取り次ぎます。  （1）～（2） <span style="float: right;">（省略）</span>
3. 当該方法を選択する理由 （1）上場株券等 金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられます。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断いたします。 <u>加えて、PTSを含め複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられますが、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うにはお客様にお支払いいただく手数料等の値上げは避けられないとの結論に至りました。</u> <u>お客様の利益を考慮しつつ、さらにシステム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の金融商品取引所市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたしました。</u>	3. 当該方法を選択する理由 （1）上場株券等 金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、 <u>ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</u> また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

新	旧
(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄） （現行どおり）	(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄） （省略）
<p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。</p> <p>①～⑥ （現行どおり）</p> <p>(2) <u>自社または金融商品取引所市場等においてシステム障害等が発生した場合、2. に掲げる方法によることが難しいため、やむを得ず、2. に掲げる方法とは異なる方法により執行する場合があります。</u> その場合でも、その時点で最良の取引の条件で執行するよう努めます。</p> <p>（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">制定日 平成 21 年 4 月 1 日 改訂日 <u>令和 6 年 1 月 1 日</u></p>	<p>4. その他</p> <p>(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。</p> <p>①～⑥ （省略）</p> <p>(2) システム障害等により、やむを得ず、<u>最良執行方針に基づいて選択する</u>方法とは異なる方法により執行する場合は<u>ございます</u>。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p> <p>* なお、最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりませんことを、申し添えさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">制定日 平成 21 年 4 月 1 日 改訂日 <u>平成 30 年 4 月 1 日</u></p>